

令和7年4月1日より 入院時の食事にかかる患者負担額が 変わります

健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

区 分		負担額（非課税）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
①	一般の方	1食につき 490円	1食につき 510円
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	1食につき 230円	1食につき 240円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない場合等	1食につき 110円 (変更なし)	

- ※ 難病指定や減額認定を受けている場合は、上記金額から減額されます。
- ※ オンライン資格確認で、限度額認定証の区分が、確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要になります。